

令和3年度

宮崎地方最低賃金審議会
第1回 産業別最低賃金検討小委員会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和3年8月17日（火）10:00
開催場所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

会 次 第

- 1 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について
- 2 その他

1 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について

2 その他

令和3年度
宮崎地方最低賃金審議会
第1回産業別最低賃金検討小委員会
資 料

宮 崎 労 働 局

令和3年度
宮崎地方最低賃金審議会
第1回産業別最低賃金検討小委員会資料目次

1	産業別最低賃金検討小委員会委員名簿	1
2	産業別最低賃金に係る審議の流れ図（予定）	3
3	金額改正の意向表明と改正決定の申出	5
4	改正申出に関する要件審査結果	9
5	産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）	11
6	年次別最賃額及び引上額・引上率等一覧表	13
7	宮崎県最低賃金（令和2年度）	15
8	全国の地域別最低賃金の答申状況	17
9	宮崎県内経済情勢報告（令和3年8月）宮崎財務事務所	19
10	令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果	35
11	令和2年度最低賃金と産業別最低賃金の比較（全国Dランク）	49
12	産業別新規求人平均賃金額（令和3年6月分）	51

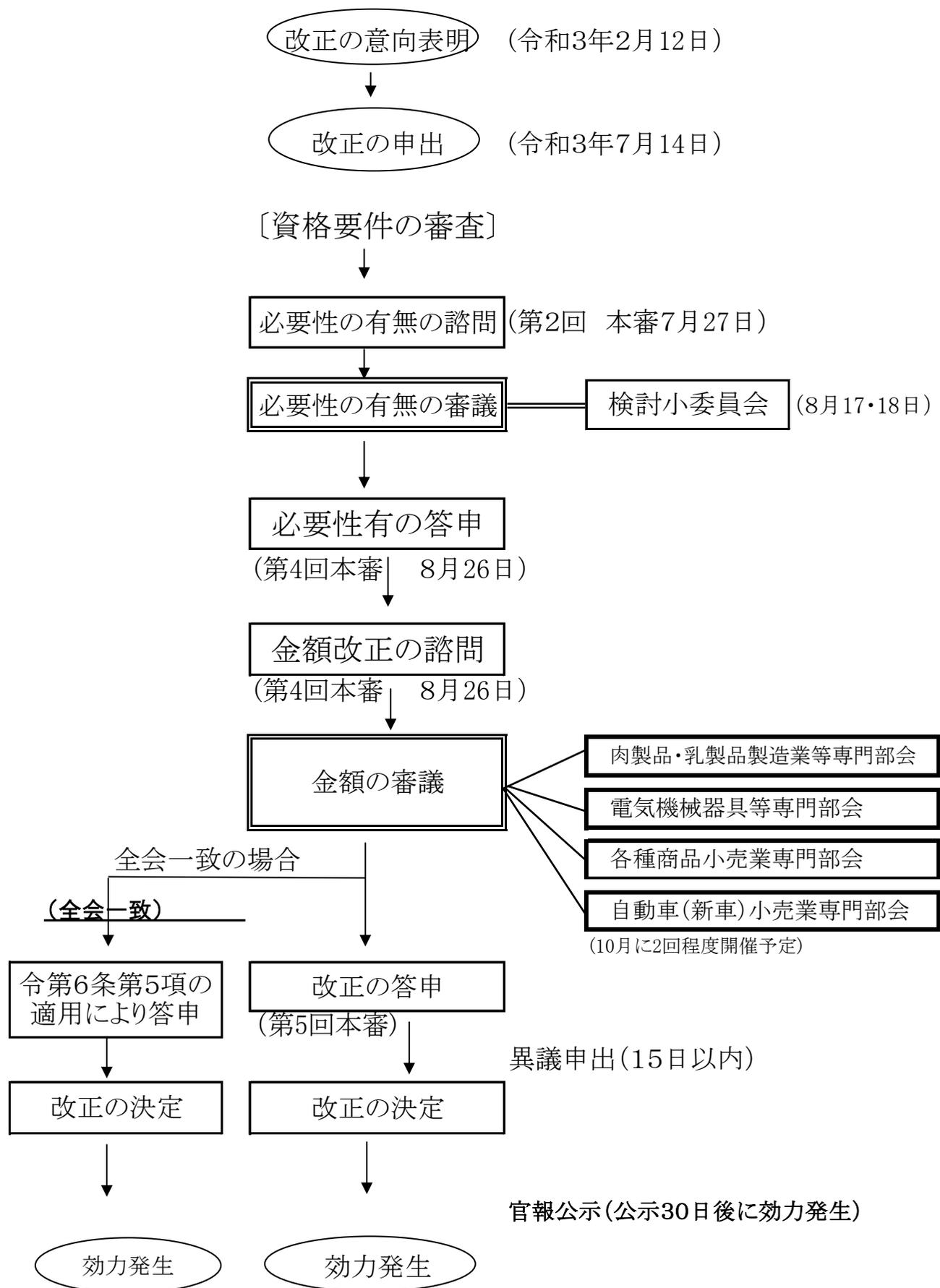
宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和3年8月17日

区分	氏名	現職
公益 代表 委員	しかた ゆみ 四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	はしぐち たけかず 橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	みしま りつこ 三島 里都子	マリンバックス法律事務所 弁護士
労働 者 代表 委員	いまむら あきひろ 今村 彰博	トヨタグループ宮崎労働組合 執行委員長
	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	なかがわ いくえ 中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用 者 代表 委員	おくの のぶとし 奥野 信利	宮崎県商工会連合会 専務理事
	かい まさふみ 甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの よういち 河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順

令和3年度産業別最低賃金に係る審議の流れ図(予定)



連合宮崎発第2021-297号
2021年 7月14日

宮崎労働局長
田中 大介 様

日本労働組合総連 合 会
宮崎県連 合 会 (連 合 宮 崎 労 働 局)
会 長 中 川



2021年度特定（産業別）最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定（産業別）最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長（委員長） 今村 彰 博
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 秋山 邦 光
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広 継
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長 鬼 束 賢 一



以 上

2021年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

(1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	240,572	381,616	238,348	181,623	171,133
5人以上 (B)	224,466	295,705	227,471	188,853	190,495
格差 (B/A)	93.3	77.5	95.4	104.0	111.3

図.6表
毎勤表

資料出所：「みやぎの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和3年4月分）

(2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕*事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	269,110	409,031	275,870	228,816	192,400
佐賀	246,924	281,681	260,766	160,849	148,104
長崎	248,751	286,938	281,506	168,581	189,189
熊本	256,773	315,610	270,955	180,936	193,603
大分	252,019	313,510	277,528	195,244	171,080
宮崎	237,612	428,793	226,091	164,953	161,655
鹿児島	233,038	297,245	238,565	174,577	167,157
沖縄	236,194	319,579	205,468	167,545	141,271

13表

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和元年平均）宮崎労働局（令和3年4月発表）

(3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	297.0	290.6	301.2	270.6	300.2 278.7	238.4
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	344.1	378.2	355.6	—	323.0	229.3
(B/A)	115.9	130.1	118.1	—	115.9	96.2
100~999人(C)	292.0	314.0	292.3	277.5	281.5	235.8
(C/A)	98.3	108.1	97.0	102.5	101.0	98.9
10~99人(D)	269.0	272.3	258.7	261.4	291.9	245.8
(D/A)	90.6	93.7	85.9	96.6	104.7	103.1

(表)

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	216.3	192.1	175.6	163.1	206.3 196.9	181.3
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	239.5	197.3	202.8	—	222.9	163.2
(B/A)	110.7	102.7	115.5	—	113.2	90.0
100~999人(C)	216.9	198.1	187.0	187.4	183.2	182.0
(C/A)	100.3	103.1	106.5	114.9	93.0	100.4
10~99人(D)	197.2	189.9	152.7	139.4	204.6	205.3
(D/A)	91.2	98.9	87.0	85.5	103.9	113.2

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和元年6月分）宮崎労働局（令和3年4月発表）

令和3年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和3年7月14日

名 称	申出年月日	申 出 者	適用 労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数				比率	審査結果	申出内容
				労働協 約・労使 協定等	機関決定	合意署名	合計 〔B〕			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和3年6月30日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長） 今村 彰博	人 2,750 (178)	人 1,014 (68)	人		人 1,014 (68)	36.9%	適	金額改正
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和3年6月24日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光	人 8,850 (81)	人 352 (2)	人 3,588 (11)		人 3,940 (13)	44.5%	適	金額改正
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和3年6月29日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事 西 広継	人 4,750 (75)	人 2,676 (1)	人		人 2,676 (1)	56.3%	適	金額改正
宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和3年6月30日	日本食品関連産業労働組合連合会 宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一	人 2,490 (47)	人	人 1,297 (4)		人 1,297 (4)	52.1%	適	金額改正

※ （ ）内は事業所数または労組数

宮崎労発基 0727 第 1 号
令和 3 年 7 月 27 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 14 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 中川育江から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号)
申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 今村 彰博
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）
申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）
申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広継
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）
申出者 日本食品関連産業労働組合連合会
宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一

宮崎労発基 0727 第 1 号
令和 3 年 7 月 27 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 田中 大介

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 14 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 中川育江から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号)
申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 今村 彰博
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）
申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）
申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広継
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）
申出者 日本食品関連産業労働組合連合会
宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一

令和3年度

最低賃金に関する基礎調査結果

特定（産業別）最低賃金

宮崎労働局

目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 令和3年度影響率(未満率)一覧
- 3 業種別・就業形態別賃金特性値の比較
- 4 業種別特性値表
- 5 業種別特性値表(年度別)
- 6 参考資料(分布特性値等の説明)
- 7 賃金分布(4業種)

最低賃金に関する基礎調査の概要

(特定(産業別)最低賃金適用産業分)

1 趣旨

宮崎県の特定(産業別)最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金の実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、

- ① 部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業(処理牛乳・乳飲料製造業を除く)
- ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業
- ③ 各種商品小売業
- ④ 自動車(新車)小売業

3 調査事業所規模、調査事業所数及び復元労働者数

	適用事業所数	適用労働者数	調査事業所規模	調査事業所数	復元労働者数
肉、乳製品等製造業	47 事業所	2,490 人	100人未満	28 事業所	973 人
電気機械器具等製造業	81 事業所	8,850 人	100人未満	30 事業所	1,601 人
各種商品小売業	75 事業所	4,750 人	100人未満	15 事業所	127 人
自動車(新車)小売業	178 事業所	2,750 人	30人未満	114 事業所	1,874 人

4 調査対象事項

令和3年6月1日から6月30日までの1ヶ月間(賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間)に支払われるべき賃金。

5 調査実施期日

令和3年5月7日から7月26日まで

6 調査票の審査、集計及び母集団への復元は、宮崎労働局にて行った。

令和3年度 影響率(未満率)一覧「宮崎県最低賃金(地域別/産別)」

件名	地域最賃	肉・乳	電機	各種商品	自動車(新車)
2年度最賃額(円)	793円	793円	803円	793円	832円
引上げ額	上段:引上げ後額	上段:引上げ後額	上段:引上げ後額	上段:引上げ後額	上段:引上げ後額
0円(未満率)	793円 1.42 %	793円 1.04 %	803円 2.52 %	793円 0.00 %	832円 0.52 %
1円		794円 1.38 %	804円 3.67 %	794円 10.72 %	833円 0.52 %
2円		795円 1.38 %	805円 3.67 %	795円 10.72 %	834円 0.52 %
3円		796円 1.72 %	806円 4.81 %	796円 12.41 %	835円 0.52 %
4円		797円 1.72 %	807円 4.81 %	797円 12.41 %	836円 0.52 %
5円		798円 1.72 %	808円 4.81 %	798円 12.41 %	837円 0.52 %
6円		799円 1.72 %	809円 4.81 %	799円 12.41 %	838円 0.52 %
7円		800円 1.72 %	810円 4.81 %	800円 12.41 %	839円 0.52 %
8円		801円 3.36 %	811円 5.87 %	801円 22.51 %	840円 0.52 %
9円		802円 3.36 %	812円 5.87 %	802円 22.51 %	841円 0.60 %
10円		803円 3.36 %	813円 5.94 %	803円 22.51 %	842円 0.67 %
11円		804円 3.36 %	814円 5.94 %	804円 22.51 %	843円 0.67 %
12円		805円 3.36 %	815円 6.16 %	805円 22.51 %	844円 0.67 %
13円		806円 3.36 %	816円 6.39 %	806円 24.19 %	845円 0.67 %
14円		807円 3.71 %	817円 6.39 %	807円 24.19 %	846円 0.67 %
15円		808円 3.71 %	818円 6.62 %	808円 24.19 %	847円 0.67 %
16円		809円 3.71 %	819円 8.00 %	809円 24.19 %	848円 0.67 %
17円		810円 3.82 %	820円 8.23 %	810円 24.19 %	849円 0.67 %
18円		811円 5.15 %	821円 8.52 %	811円 24.19 %	850円 0.67 %
19円		812円 5.15 %	822円 9.89 %	812円 24.19 %	851円 0.67 %
20円		813円 5.15 %	823円 9.89 %	813円 24.19 %	852円 0.67 %
21円		814円 5.15 %	824円 9.89 %	814円 24.19 %	853円 0.67 %
22円		815円 5.15 %	825円 10.58 %	815円 24.19 %	854円 0.67 %
23円		816円 5.49 %	826円 11.10 %	816円 27.56 %	855円 0.67 %
24円		817円 5.60 %	827円 11.10 %	817円 27.56 %	856円 0.67 %
25円		818円 5.60 %	828円 12.20 %	818円 30.93 %	857円 0.67 %
26円		819円 5.71 %	829円 12.20 %	819円 32.61 %	858円 0.67 %
27円		820円 7.36 %	830円 12.43 %	820円 32.61 %	859円 0.67 %
28円	821円 16.67 %	821円 7.47 %	831円 13.48 %	821円 34.50 %	860円 0.67 %
29円		822円 7.47 %	832円 13.71 %	822円 34.50 %	861円 0.75 %
30円		823円 7.47 %	833円 13.71 %	823円 35.45 %	862円 0.75 %
31円		824円 7.82 %	834円 13.94 %	824円 35.45 %	863円 0.75 %

業種別・就業形態別賃金特性値の比較

全て（一般＋パート）

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	173,415	191,569	202,515	125,813	239,115
時間当平均賃金額(円)	1,184	1,143	1,212	943	1,447
月一人当たり労働時間数	142 時間	165 時間	166 時間	128 時間	166 時間
第1・20分位数(円)	794	810	810	793	935
第1・10分位数(円)	800	838	824	793	1,013
第1・4分位数(円)	857	893	900	815	1,151
中位数 (円)	1,033	1,000	1,080	828	1,375
復元労働者数(人)	159,702 人	973 人	1,601 人	127 人	1,874 人
最賃額(円)	793	793	803	793	832

一般

	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	218,461	210,111	211,203	199,899	240,842
時間当平均賃金額(円)	1,282	1,199	1,242	1,182	1,450
月一人当たり労働時間数	171 時間	175 時間	170 時間	168 時間	167 時間
第1・20分位数(円)	803	834	818	793	946
第1・10分位数(円)	840	868	830	805	1,016
第1・4分位数(円)	957	909	931	870	1,156
中位数 (円)	1,166	1,062	1,120	1,031	1,378
復元労働者数(人)	108,070 人	800 人	1,477 人	42 人	1,850 人

パート

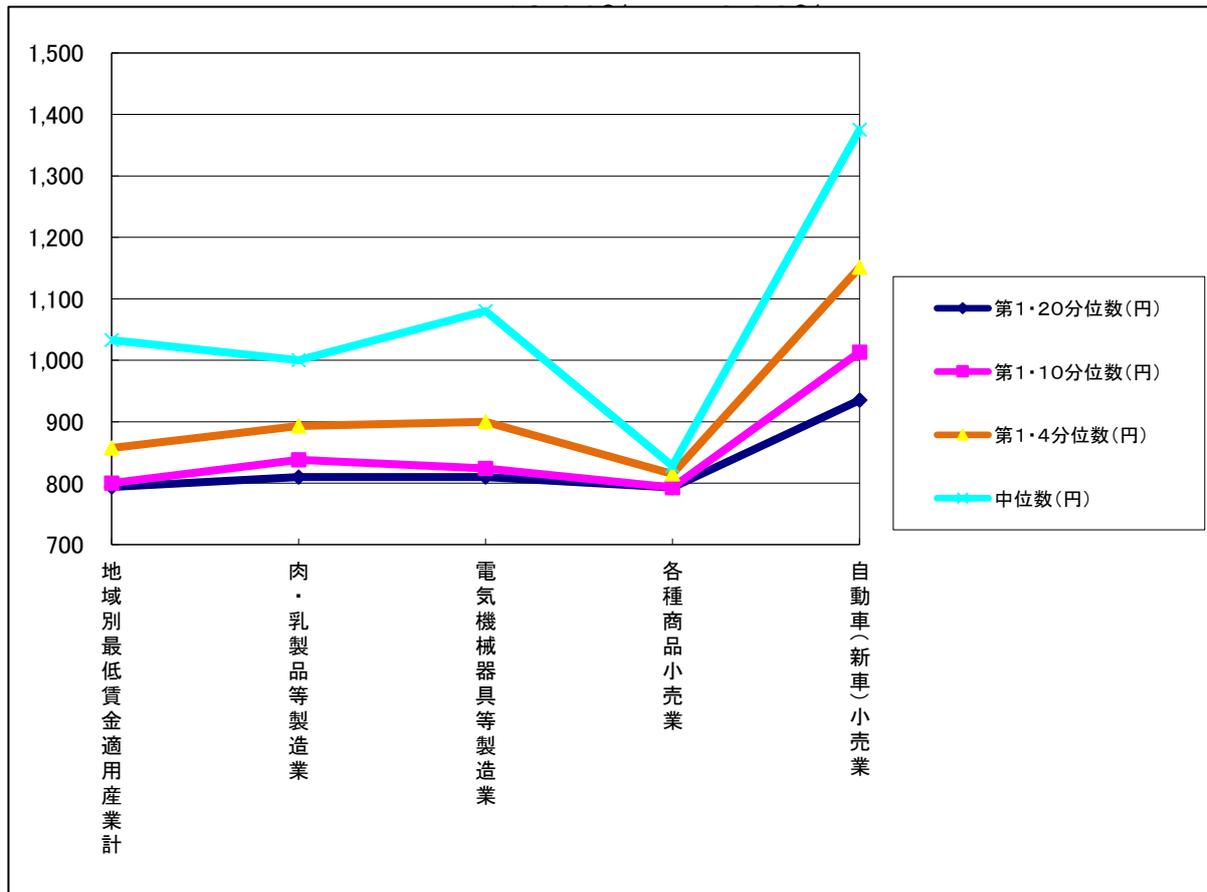
	地域別最賃 適用産業計	肉・乳製品 製造業	電気機械器 具等製造業	各種商品小 売業	自動車(新 車)小売業
月平均賃金額(円)	79,131	105,683	99,593	89,470	104,728
時間当平均賃金額(円)	979	887	864	826	1,213
月一人当たり労働時間数	83 時間	119 時間	115 時間	108 時間	95 時間
第1・20分位数(円)	793	800	800	793	644
第1・10分位数(円)	795	810	800	793	860
第1・4分位数(円)	800	819	805	800	900
中位数 (円)	850	900	829	824	1,069
復元労働者数(人)	51,632 人	173 人	125 人	85 人	24 人

※ 「パート」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者をいう。

業種別特性値表

令和3年度
全労働者

	地域別最低賃金適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
最低賃金額（時間額）	793	793	803	793	832
第1・20分位数（円）	794	810	810	793	935
第1・10分位数（円）	800	838	824	793	1,013
第1・4分位数（円）	857	893	900	815	1,151
中位数（円）	1,033	1,000	1,080	828	1,375
時間当平均賃金額（円）	1,184	1,143	1,212	943	1,447
月平均賃金額（円）	173,415	191,569	202,515	125,813	239,115



業種別特性値表

〔 事業所規模：肉・乳製品等製造業、電気機械器具等製造業 1～99人
各種商品小売業 1～99人、自動車小売業1～29人 〕

第1・20分位数

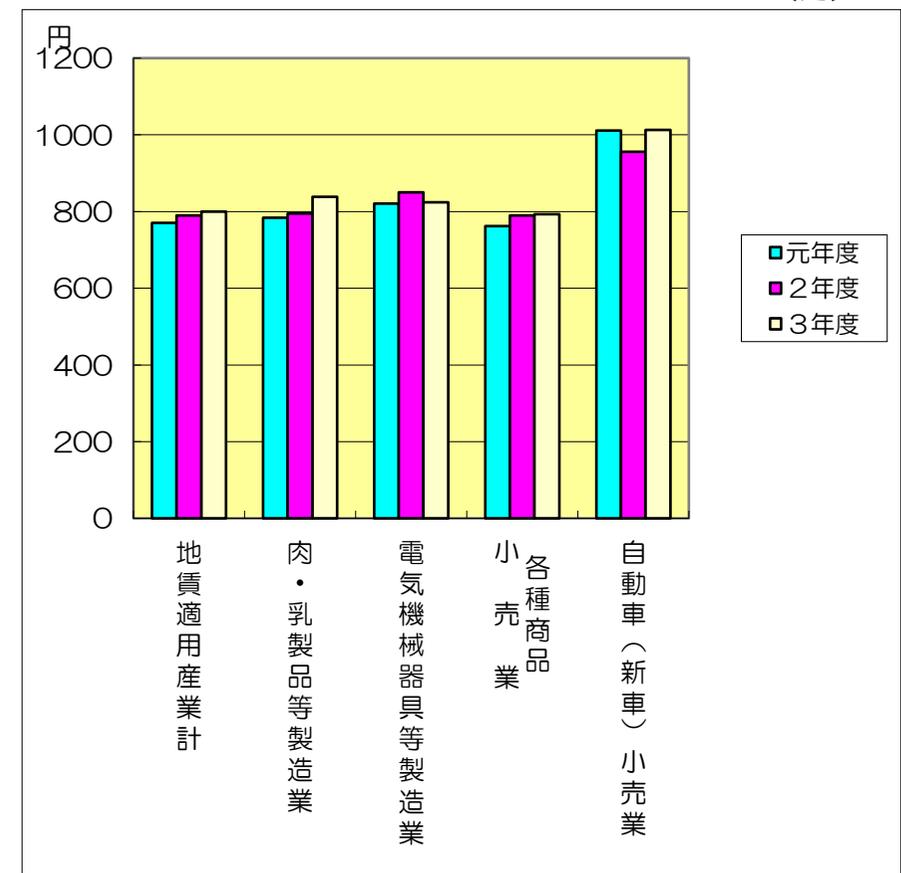
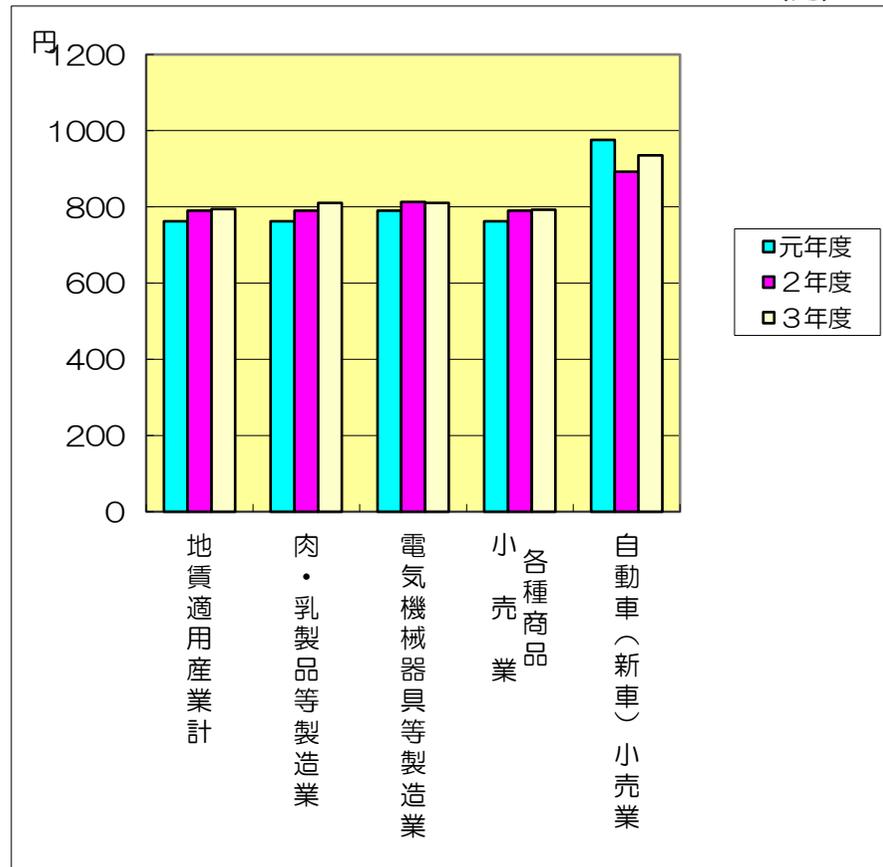
	地賃適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
元年度	762	762	790	762	976
2年度	790	790	813	790	892
3年度	794	810	810	793	935

(円)

第1・10分位数

	地賃適用産業計	肉・乳製品等製造業	電気機械器具等製造業	各種商品小売業	自動車（新車）小売業
元年度	770	784	821	762	1011
2年度	790	795	850	790	956
3年度	800	838	824	793	1013

(円)

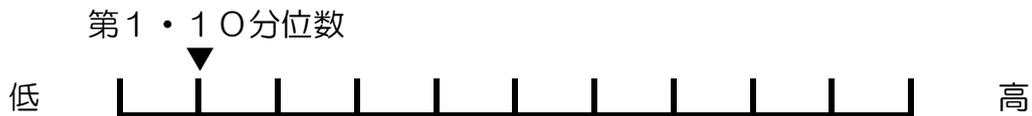


分布特性値

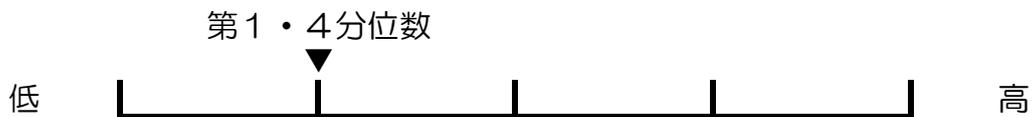
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1・10分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



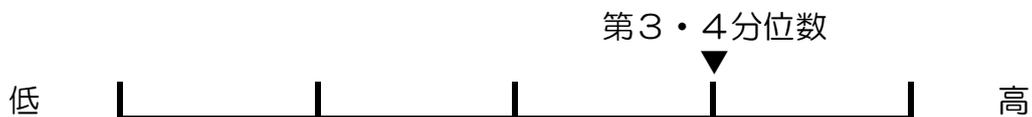
(ロ) 第1・4分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



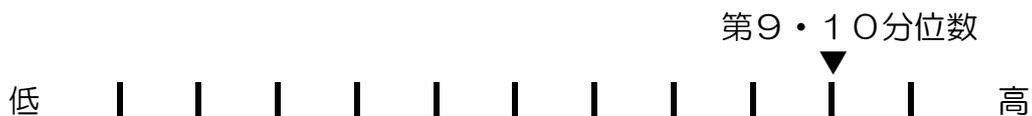
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3・4分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9・10分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

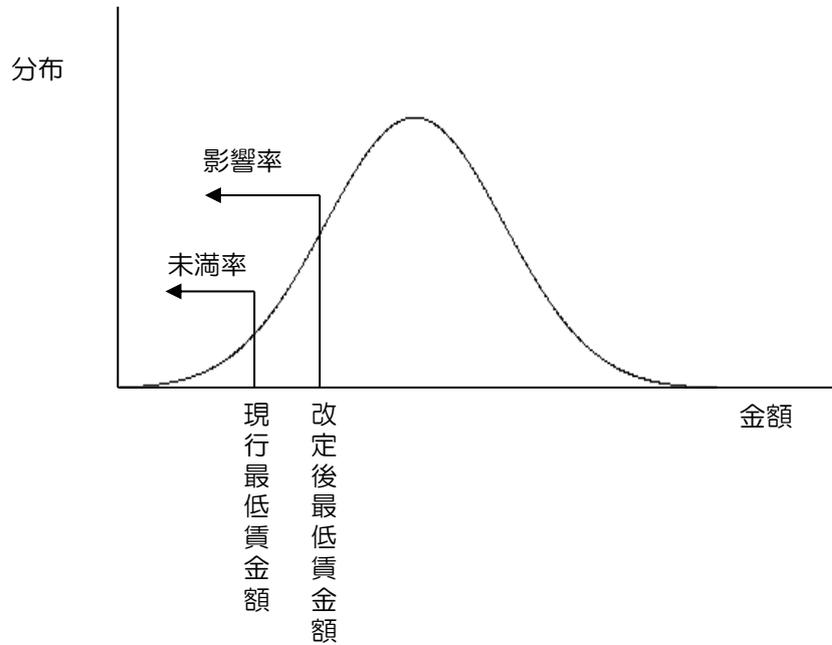
$$(イ) \text{ 4分位分散係数} = \frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(偏差係数)

$$(ロ) \text{ 10分位分散係数} = \frac{\text{第9・10分位数} - \text{第1・10分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図でみると、次のとおりである。

